

高知県木育指導員活動支援事業費補助金交付要綱改正 新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">高知県木育指導員活動支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第2条 (省略)</p> <p>(補助事業者)</p> <p>第3条 補助事業者及び事業実施主体は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、事業実施主体が市町村、市町村教育委員会又は一部事務組合で、当該補助事業の総事業費から補助金額を控除した市町村等費の財源に森林環境譲与税を充てた場合は、補助対象外とする。</p> <p>第4条～第5条 (省略)</p> <p>(補助の条件)</p> <p>第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者及び事業実施主体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 補助金に係る法令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。</p> <p>(2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に係る証拠書類とともに補助事業の完了の翌年度から起算して5年間保管すること。</p> <p>(3) 補助事業の実施に当たっては、別表第6に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力</p>	<p style="text-align: center;">高知県木育指導員活動支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第2条 (省略)</p> <p>(補助事業者)</p> <p>第3条 補助事業者及び事業実施主体は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、事業実施主体が市町村、市町村教育委員会又は一部事務組合で、<u>補助対象経費</u>から補助金額を控除した市町村等費の財源に森林環境譲与税を充てた場合は、補助対象外とする。</p> <p>第4条～第5条 (省略)</p> <p>(補助の条件)</p> <p>第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者及び事業実施主体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 補助金に係る法令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。</p> <p>(2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に係る証拠書類とともに補助事業の完了の翌年度から起算して5年間保管すること。</p> <p>(3) 補助事業の実施に当たっては、別表第6に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力</p>

団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(4) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図ること。

(7) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に規定する耐用年数に相当する期間（大蔵省令に定めのない財産にあつては、農林水産大臣が別に定める期間内）において、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供しないこと。

(8) 補助事業者等が前号の規定より知事の承認を得て財産の処分をした場合は、当該財産の取得等に要した補助金の全部又は一部を県に納付すること。ただし、公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由による場合は、知事に協議すること。

(9) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

2 補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して前項各号に掲げる条件を付さなければならない。

団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(4) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図ること。

(7) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に規定する耐用年数に相当する期間（大蔵省令に定めのない財産にあつては、農林水産大臣が別に定める期間内）において、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供しないこと。

(8) 補助事業者等が前号の規定より知事の承認を得て財産の処分をした場合は、当該財産の取得等に要した補助金の全部又は一部を県に納付すること。ただし、公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由による場合は、知事に協議すること。

(9) 県税の滞納がないこと。

2 補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して前項各号に掲げる条件を付さなければならない。

3 補助事業者及び事業実施主体が、補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付された条件又は規則、要綱等の規定若しくはこれらに基づく県の処分に違反したときは、知事は、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の額の確定があった後においても取り消すことができる。

第7条～第13条 （省略）

附則

- 1 この要綱は、令和2年8月12日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第8条第3項及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

3 補助事業者及び事業実施主体が、補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付された条件又は規則、要綱等の規定若しくはこれらに基づく県の処分に違反したときは、知事は、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の額の確定があった後においても取り消すことができる。

第7条～第13条 （省略）

附則

- 1 この要綱は、令和2年8月12日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第8条第3項及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1～別表第3 (省略)

別表第4 (第4条関係)

補助対象経費	摘要	備考
賃金	作業従事者、補助者への賃金(当日の指導、前日までの準備・派遣の連絡調整等)	(注1)金額は、事業を行うのに必要な最小限度の額とし、金額は、1人1日当たり7,000円以内とする。 (注2)派遣の連絡調整等の経費に対する補助は、団体の代表者以外の指導員を派遣する場合のみを対象とする。
報償費	講師等への謝金	(注1)金額は、1人1日当たり9,000円以内とし、特別な事情がある場合は1人1日当たり3万円以内で、社会通念上、妥当な額とする。 (注2)県外在住講

別表第1～別表第3 (省略)

別表第4 (第4条関係)

補助対象経費	摘要	備考
賃金	作業従事者、補助者への賃金(当日の指導、前日までの準備・派遣の連絡調整等)	(注1)金額は、事業を行うのに必要な最小限度の額とし、金額は、1人1日当たり6,000円以内とする。 (注2)派遣の連絡調整等の経費に対する補助は、団体の代表者以外の指導員を派遣する場合のみを対象とする。
報償費	講師等への謝金	(注1)金額は、1人1日当たり9,000円以内とし、特別な事情がある場合は1人1日当たり3万円以内で、社会通念上、妥当な額とする。 (注2)県外在住講

		師への謝金の支払は、その必要性について明らかにすること。
旅費	講師又はスタッフ（応援団体等を含む。）への旅費とし、有料道路の通行料金を含む。	<p>（注1）事業の当日及び準備に要する費用を対象とし、費用は実費とする。</p> <p>（注2）自家用車を使用する場合の距離の算定は、経済的かつ合理的な経路により行うものとし、車賃は1キロメートルにつき29円とする。</p> <p>（注3）県外在住講師への旅費については、県内での移動に係る費用のみを対象とする。</p>
需用費	（1）消耗品 事業実施に必要な物品、事務用品等の購入費	（注1）参加者への土産物（材料費が少額なものを除く。）や実施団体の資産

		師への謝金の支払は、その必要性について明らかにすること。
旅費	講師又はスタッフ（応援団体等を含む。）への旅費とし、有料道路の通行料金を含む。	<p>（注1）事業の当日及び準備に要する費用を対象とし、費用は実費とする。</p> <p>（注2）自家用車を使用する場合の距離の算定は、経済的かつ合理的な経路により行うものとし、車賃は1キロメートルにつき29円とする。</p> <p>（注3）県外在住講師への旅費については、県内での移動に係る費用のみを対象とする。</p>
需用費	（1）消耗品 事業実施に必要な物品、事務用品等の購入費	（注1）参加者への土産物（材料費が少額なものを除く。）や実施団体の資産

	<p>(2) 燃料 ガソリン、軽油代</p> <p>(3) 印刷製本 チラシ・資料印刷 代、コピー代、写真 現像代等</p> <p>(4) 資材</p>	<p>になり得る物品等 は補助対象外とす る。 (注2) 広報に要す る費用は、社会通念 上過大にならない 額とすること。</p>
役務費	活動に係る傷害保 険料、資料の郵送に 係る通信運搬費(切 手、ハガキ代等)、振 込手数料等	
委託料	木材の加工、印刷物 のデザイン、軽土木 工事費等	(注) 活動内容の主 たる部分を委託す る場合は、補助対象 外とする。
使用料及び賃借料	車両、会場、機材等 の使用料及び賃借 料	(注1) 実施団体の 代表者への賃借料 は、補助対象外とす る。 (注2) 料金が定ま っていないものにつ いては、社会通念 上妥当な額とする。

	<p>(2) 燃料 ガソリン、軽油代</p> <p>(3) 印刷製本 チラシ・資料印刷 代、コピー代、写真 現像代等</p> <p>(4) 資材</p>	<p>になり得る物品等 は補助対象外とす る。 (注2) 広報に要す る費用は、社会通念 上過大にならない 額とすること。</p>
役務費	活動に係る傷害保 険料、資料の郵送に 係る通信運搬費(切 手、ハガキ代等)、振 込手数料等	
委託料	木材の加工、印刷物 のデザイン、軽土木 工事費等	(注) 活動内容の主 たる部分を委託す る場合は、補助対象 外とする。
使用料及び賃借料	車両、会場、機材等 の使用料及び賃借 料	(注1) 実施団体の 代表者への賃借料 は、補助対象外とす る。 (注2) 料金が定ま っていないものにつ いては、社会通念 上妥当な額とする。

その他補助対象外となる経費

- 1 飲食に係る経費（食糧費及び賄材料費）
- 2 事務所賃借料、光熱水費等経常的運営に要する経費
- 3 交付決定日より前に発生する経費
- 4 その他不相当と認められる経費

別表第5～別表第6 （省略）

その他補助対象外となる経費

- 1 飲食に係る経費（食糧費及び賄材料費）
- 2 事務所賃借料、光熱水費等経常的運営に要する経費
- 3 交付決定日より前に発生する経費
- 4 その他不相当と認められる経費

別表第5～別表第6 （省略）

別記

第1号様式（第5条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地  
補助事業者名  
代表者名  
生年月日

高知県木育指導員活動支援事業費補助金交付申請書

令和 年度において下記のとおり事業を実施したいので、高知県補助金等交付規則第3条第1項及び高知県木育指導員活動支援事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、高知県木育指導員活動支援事業費補助金の交付を関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容

目的：  
内容：

2 補助金交付申請額

円

3 関係書類

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) 県税の滞納がない旨を証する納税証明書
- (4) 納税の義務がない場合は、その旨を証明する申立書（別紙3）
- (5) 県に対する税外未収金債務の滞納がないことについての誓約書兼同意書（別紙4）
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、知事が必要があると認める関係書類

別記

第1号様式（第5条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地  
補助事業者名  
代表者名  
生年月日

印

高知県木育指導員活動支援事業費補助金交付申請書

令和 年度において下記のとおり事業を実施したいので、高知県補助金等交付規則第3条第1項及び高知県木育指導員活動支援事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、高知県木育指導員活動支援事業費補助金の交付を関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容

目的：  
内容：

2 補助金交付申請額

円

3 関係書類

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) 県税の滞納がない旨を証する納税証明書
- (4) 納税の義務がない場合は、その旨を証明する申立書（別紙3）
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、知事が必要があると認める関係書類



第1号様式  
別紙3

第 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地  
補助事業者名  
代表者名  
(生年月日)

納税義務がない旨の申立書

このことについて、下記のとおり申し立てます。

記

県税の全税目において納税義務はありません。

(注) 自署の場合は、押印は不要です。

第1号様式  
別紙3

第 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地  
補助事業者名  
代表者名  
(生年月日)

納税義務がない旨の申立書

このことについて、下記のとおり申し立てます。

記

県税の全税目において納税義務はありません。

印

第1号様式

別紙4

誓約書兼同意書

私は、高知県木育指導員活動支援事業費補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）に同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・ 農業改良資金貸付金償還金
- ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

令和 年 月 日

高知県知事 \_\_\_\_\_ 様

所在地

補助事業者名

代表者職・氏名

（注）自署の場合は、押印は不要です。

第2号様式（第7条関係）

第 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地  
補助事業者名  
代表者名

高知県木育指導員活動支援事業費補助金変更申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（補助金の変更又は追加交付の決定通知を含む。）がありました事業について、下記のとおり変更したいので、高知県木育指導員活動支援事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 関係書類
  - (1) 事業計画書（別紙1）

（注）変更前を上段括弧書き、変更後を下段に記入してください。
  - (2) 収支予算書（別紙2）
  - (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、知事が必要があると認める関係書類

第2号様式（第7条関係）

第 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地  
補助事業者名  
代表者名



高知県木育指導員活動支援事業費補助金変更申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（補助金の変更又は追加交付の決定通知を含む。）がありました事業について、下記のとおり変更したいので、高知県木育指導員活動支援事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 関係書類
  - (1) 事業計画書（別紙1）

（注）変更前を上段括弧書き、変更後を下段に記入してください。
  - (2) 収支予算書（別紙2）
  - (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、知事が必要があると認める関係書類

第3号様式（第8条関係）

第 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地  
補助事業者名  
代表者名

高知県木育指導員活動支援事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（補助金の変更又は追加交付の決定通知）がありました事業について、高知県木育指導員活動支援事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

- (1) 事業実績書（別紙1）
- (2) 収支精算書（別紙2）
- (3) 事業実施主体一覧表（別紙3）
- (4) 事業実施一覧（別紙4）
- (5) 活動個別事例報告（別紙5）

(注) 別紙4及び別紙5（その1）は木育指導に係る事業について、別紙5（その2）は木育指導員講習に係る事業について添えてください。

第3号様式（第8条関係）

第 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地  
補助事業者名  
代表者名



高知県木育指導員活動支援事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（補助金の変更又は追加交付の決定通知）がありました事業について、高知県木育指導員活動支援事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

- (1) 事業実績書（別紙1）
- (2) 収支精算書（別紙2）
- (3) 事業実施主体一覧表（別紙3）
- (4) 事業実施一覧（別紙4）
- (5) 活動個別事例報告（別紙5）

(注) 別紙4及び別紙5（その1）は木育指導に係る事業について、別紙5（その2）は木育指導員講習に係る事業について添えてください。

第4号様式（第8条関係）

令和 第 年 月 日 号

高知県知事 様

所在地  
補助事業者名  
代表者名  
生年月日

高知県木育指導員活動支援事業費補助金に係る  
消費税仕入控除税額等報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）通知がありました補助金について、高知県木育指導員活動支援事業費補助金交付要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- |                                |   |
|--------------------------------|---|
| 1 高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額 | 円 |
| 2 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等         | 円 |
| 3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等      | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2）                | 円 |

第4号様式（第8条関係）

令和 第 年 月 日 号

高知県知事 様

所在地  
補助事業者名  
代表者名  
生年月日

印

高知県木育指導員活動支援事業費補助金に係る  
消費税仕入控除税額等報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）通知がありました補助金について、高知県木育指導員活動支援事業費補助金交付要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- |                                |   |
|--------------------------------|---|
| 1 高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額 | 円 |
| 2 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等         | 円 |
| 3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等      | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2）                | 円 |

第5号様式（第9条関係）

第 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地  
補助事業者名  
代表者名

高知県木育指導員活動支援事業費補助金に係る概算払請求書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）通知がありました補助金について、高知県木育指導員活動支援事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、下記により概算払によって交付されるよう請求します。

記

- |   |                    |   |
|---|--------------------|---|
| 1 | 補助金交付決定額           | 円 |
| 2 | 既交付額               | 円 |
| 3 | 今回請求額              | 円 |
| 4 | 月 日までの予定出来高        | % |
| 5 | 残額                 | 円 |
| 6 | 執行計画               |   |
|   | (1) 1-四半期（請求時期： 月） |   |
|   | 内容：                |   |
|   | 金額： 円              |   |
|   | (2) 2-四半期（請求時期： 月） |   |
|   | 内容：                |   |
|   | 金額： 円              |   |
|   | (3) 3-四半期（請求時期： 月） |   |
|   | 内容：                |   |
|   | 金額： 円              |   |

第5号様式（第9条関係）

第 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地  
補助事業者名  
代表者名

印

高知県木育指導員活動支援事業費補助金に係る概算払請求書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）通知がありました補助金について、高知県木育指導員活動支援事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、下記により概算払によって交付されるよう請求します。

記

- |   |                    |   |
|---|--------------------|---|
| 1 | 補助金交付決定額           | 円 |
| 2 | 既交付額               | 円 |
| 3 | 今回請求額              | 円 |
| 4 | 月 日までの予定出来高        | % |
| 5 | 残額                 | 円 |
| 6 | 執行計画               |   |
|   | (1) 1-四半期（請求時期： 月） |   |
|   | 内容：                |   |
|   | 金額： 円              |   |
|   | (2) 2-四半期（請求時期： 月） |   |
|   | 内容：                |   |
|   | 金額： 円              |   |
|   | (3) 3-四半期（請求時期： 月） |   |
|   | 内容：                |   |
|   | 金額： 円              |   |

(4) 4—四半期 (請求時期: 月)

内容:

金額: 円

(振込先) 銀行 支店  
普通・当座  
口座番号

(4) 4—四半期 (請求時期: 月)

内容:

金額: 円

(振込先) 銀行 支店  
普通・当座  
口座番号